

平成16年度普通肥料の公定規格の改正案について

(農林水産省提出資料より抜粋)

【公定規格の設定案】

(りん酸質肥料)

登録の有効期間が3年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
<p>鉍さいりん酸肥料 (製鋼鉍さいをいう。)</p>	<p>一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分 20.0 可溶性けい酸 10.0</p> <p>二 く溶性りん酸、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか、く溶性苦土又はく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほか</p> <p>く溶性苦土については 1.0</p> <p>く溶性マンガンについては 1.0</p>	<p>く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1</p>	<p>4ミリメートルの網ふるいを全通すること。</p>

【公定規格の改正案】

(りん酸質肥料)

登録の有効期間が6年であるもの

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥(石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石又は塩基性のマグネシウム含有物及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、く溶性マンガン又はく溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 く溶性マンガンについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの(3.5%の塩酸に溶けないものうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。



(改正後)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥(石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガン含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガン、水溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 水溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 0.10 水溶性マンガンについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05 水溶性ほう素については 0.05	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの(3.5%の塩酸に溶けないものうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。